

第2類 議会・選挙・監査

第1章 議会

○日向東臼杵広域連合議会定例会条例

（平成26年2月26日条例第3号）

日向東臼杵南部広域連合議会定例会条例（平成13年日向東臼杵南部広域連合条例第18号）の全部を改正する。

日向東臼杵広域連合議会の定例会は、毎年3回これを招集する。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

○日向東臼杵広域連合議会定例会規則

（平成13年5月21日規則第12号）

（最近改正 平成26年3月19日規則第1号）

日向東臼杵広域連合議会の定例会は、毎年2月、7月及び11月に招集する。ただし、都合により繰上げ又は繰下げることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

○日向東臼杵広域連合議会委員会条例

（平成26年2月26日条例第4号）

日向東臼杵南部広域連合議会委員会条例（平成13年日向東臼杵南部広域連合条例第23号）の全部を改正する。

（常任委員会の設置）

第1条 議会に常任委員会を置く。

（常任委員会の名称、委員定数及びその所管）

第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。

（1）総務委員会 8人

庶務、会計、議会、財政、条例・規則、広域計画その他総務事務全般並びに選挙管理委員会、公平委員会及び監査委員の所管に属する事項並びに次号の委員会に属しない事項並びに請願、陳情等

（2）業務委員会 9人

最終処分場、火葬場及び清掃センターの所管に属する事項並びに請願、陳情等

（常任委員の任期）

第3条 常任委員会の任期は、2年とする。ただし、後任者が選任されるまで在任する。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（議会運営委員会の設置）

第4条 議会に議会運営委員会を置く。

2 議会運営委員会の委員の定数は、5人とする。

3 前項の委員の任期については、前条の規定を準用する。

（常任委員及び議会運営委員の任期の起算）

第5条 常任委員及び議会運営委員の任期は、選任の日から起算する。

（特別委員会の設置）

第6条 特別委員会は、必要がある場合において議会の議決で置く。

2 特別委員の定数は、議会の議決で定める。

（委員の選任）

第7条 常任委員、議会運営委員及び特別委員（以下「委員」という）の選任は、議長の指名による。

2 議長は、常任委員の申し出があるときは、当該委員の委員会の所属を変更することができる。

3 前項の規定により所属を変更した常任委員の任期は、第3条（常任委員の任期）第2項の例による。

（委員長及び副委員長）

第8条 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という）に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員会において互選する。

3 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

（委員長及び副委員長がともにないときの互選）

第9条 委員長及び副委員長がともにないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を決めて委員長の互選を行わせる。

2 前項の互選の場合には、年長の委員が委員長の職務を行う。

（委員長の議事整理権・秩序保持権）

第10条 委員長は、委員会の議事を整理し、秩序を保持する。

（委員長の職務代行）

第11条 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を行う。

2 委員長及び副委員長に、ともに事故があるときは、年長の委員が委員長の職務を行う。

（委員長、副委員長の辞任）

第12条 委員長及び副委員長が辞任しようとするときは、委員会の許可を得なければならない。

（議会運営委員及び特別委員の辞任）

第13条 委員が辞任しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

（招集）

第14条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員の定数の半数以上の者から審査又は調査すべき事件を示して招集の請求があったときは、委員長は、委員会を招集しなければならない。

（定足数）

第15条 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、第17条（委員長及び委員の除斥）の規定による除斥のため半数に達しないときは、この限りでない。

（表決）

第16条 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

2 前項の場合においては、委員長は、委員として議決に加わることができない。

（委員長及び委員の除斥）

第17条 委員長及び委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、委員会の同意があったときは、会議に出席して発言することができる。

（傍聴の取扱）

第18条 委員会は、議員のほか、委員長の許可を得た者が傍聴することができる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。

3 傍聴人の取り締まりについては、日向東臼杵広域連合議会傍聴規則（平成13年日向東臼杵南部広域連合議会規則第2号）を準用する。

（秘密会）

第19条 委員会は、その議決で秘密会とすることができる。

2 委員会を秘密会とする委員長又は委員の発議については、委員長は、討論を用いなくて委員会にはかって決める。

（出席説明の要求）

第20条 委員会は、審査又は調査のため広域連合長、選挙管理委員会の委員長、公平委員会の委員長及び監査委員その他法令又は条例に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は嘱託をうけた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしな

なければならない。

（秩序保持に関する措置）

第21条 委員会において地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）、日向東白杵広域連合議会会議規則（平成26年日向東白杵南部広域連合議会規則第1号。以下「会議規則」という。）又はこの条例に違反し、その他委員会の秩序を乱す委員があるときは、委員長は、これを制止し、又は発言を取り消させることができる。

2 委員が前項の規定による命令に従わないときは、委員長は、当日の委員会が終わるまで発言を禁止し、又は退場させることができる。

3 委員長は、委員会が騒然として整理することが困難であると認めるときは、委員会を閉じ、又は中止することができる。

（公聴会開催の手続）

第22条 公聴会を開こうとするときは、議長の承認を得なければならない。

2 前項の承認をしたときは、議長は、その日時、場所及び意見を聞こうとする案件その他必要な事項を公示する。

（意見を述べようとする者の申出）

第23条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否をその委員会に申し出なければならない。

（公述人の決定）

第24条 公聴会において意見を聞こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方にかたよらないように公述人を選ばなければならない。

（公述人の発言）

第25条 公述人が発言しようとするときは、委員長の許可を得なければならない。

2 公述人の発言は、その意見を聞こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、委員長は発言を制止し、又は退席させることができる。

（委員と公述人の質疑）

第26条 委員は、公述人に対して質疑をすることができる。

2 公述人は、委員に対して質疑をすることができない。

（代理人又は文書による意見の陳述）

第27条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。

（参考人）

第28条 委員会が参考人の出席を求めるには、議長を経なければならない。

2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聞こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

3 参考人については、第25条（公述人の発言）、第26条（委員と公述人の質疑）及び第27条（代理人又は文書による意見の陳述）の規定を準用する。

（記録）

第29条 委員長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名又は押印しなければならない。

2 前項の記録は、電磁的記録によることができる。この場合における同項の署名又は押印

については、法第123条第3項の規定を準用する。

3 前2項の記録は、議長が保管する。

（会議規則への委任）

第30条 この条例に定めるもののほか、委員会に関しては、会議規則の定めるところによる。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行し、改正後の第2条の規定は、平成26年2月26日から適用する。

○日向東臼杵広域連合議会会議規則

（平成26年2月26日議会規則第1号）

日向東臼杵南部広域連合議会会議規則（平成13年日向東臼杵南部広域連合議会規則第1号）の全部を改正する。

第1章 会議

第1節 総則

（参集）

第1条 議員は、招集の当日開議定刻前に議事堂に参集し、その旨を議長に通告しなければならない。

（欠席の届出）

第2条 議員は、事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。

（宿所又は連絡所の届出）

第3条 議員は、別に宿所又は連絡所を定めたときは、議長に届け出なければならない。これを変更したときもまた同様とする。

（議席）

第4条 議員の議席は、関係市町村における広域連合議会議員の改選後の最初の会議において、議長が定める。

2 関係市町村における広域連合議会議員の改選後新たに選出された議員の議席は、議長が定める。

3 議長は、必要があると認めたときは、討論を用いないで会議にはかって議席を変更することができる。

4 議席には、番号及び氏名標を付ける。

（会期）

第5条 会期は、毎会期の初めに議会の議決で定める。

2 会期は、招集された日から起算する。

（会期の延長）

第6条 会期は、議会の議決で延長することができる。

（会期中の閉会）

第7条 会議に付された事件をすべて議了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。

（議会の開閉）

第8条 議会の開閉は、議長が宣告する。

（会議時間）

第9条 会議時間は、午前10時から午後5時までとする。

2 議長は必要があると認めたときは、会議時間を変更することができる。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議にはかって決める。

3 会議の開始は、ブザーで報ずる。

（休会）

第10条 日曜日及び休日は、休会とする。

2 議事の都合その他必要があるときは、議会は、議決で休会とすることができる。

3 議長が特に必要があると認めるときは、休会の日でも会議を開くことができる。

4 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第114条第1項の規定による請求があった場合のほか、議会の議決があったときは、議長は休会の日でも会議を開かなければならない。

（会議の閉閉）

第11条 開議、散会、延会、中止又は休憩は、議長が宣告する。

2 議長が開議を宣告する前又は散会、延会、中止若しくは休憩を宣告した後は、何人も、議事について発言することができない。

（定足数に関する措置）

第12条 開議時刻後相当の時間を経ても、なお出席議員が定足数に達しないときは、議長は、延会を宣告することができる。

2 会議中定足数を欠くに至るおそれがあると認めるときは、議長は、議員の退席を制止し、又は議場外の議員に出席を求めることができる。

3 会議中定足数を欠くに至ったときは、議長は、休憩又は延会を宣告する。

（出席催告）

第13条 法第113条の規定による出席催告の方法は、議事堂に現在する議員又は議員の住所（別に宿所又は連絡所の届出をした者については、当該届出の宿所又は連絡所）に、文書又は口頭をもって行う。

第2節 議案及び動議

（議案の提出）

第14条 議員が議案を提出しようとするときは、その案をそなえ、理由を付け、法第112条第2項の規定によるものについては所定の賛成者とともに連署し、その他のものについては2人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。

2 委員会が議案を提出しようとするときは、その案をそなえ、理由を付け、委員長が議長に提出しなければならない。

（一事不再議）

第15条 議会で議決された事件については、同一会期中は再び提出することができない。

（動議成立に必要な賛成者の数）

第16条 動議は、法又はこの規則において特別の規定がある場合を除くほか、他に2人以上の賛成者がなければ議題とすることができない。

（修正の動議）

第17条 修正の動議は、その案をそなえ、法第115条の2の規定によるものについては所定の発議者が連署し、その他のものについては2人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。

（先決動議の表決の順序）

第18条 他の事件に先立って表決に付さなければならない動議が競合したときは、議長が表決の順序を決める。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討論を用いずに会議にはかって決める。

（事件の撤回又は訂正及び動議の撤回）

第19条 会議の議題となった事件を撤回し、又は訂正しようとするとき及び会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、議会の承認を要する。

2 議員が提出した事件及び動議につき前項の承認を求めようとするときは、提出者から請

求しなければならない。

- 3 委員会が提出した議案につき第1項の承認を求めようとするときは、委員会の承認を得て委員長から請求しなければならない。

第3節 議事日程

（日程の作成及び配布）

第20条 議長は、会議の日時、会議に付する事件及びその順序等を記載した議事日程を定め、あらかじめ議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、議長がこれを報告して配布にかえることができる。

（日程の順序変更及び追加）

第21条 議長が必要があると認めるとき又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いなくて会議に諮って、議事日程の順序を変更し、又は他の事件を追加することができる。

（議事日程のない会議の通知）

第22条 議長は、必要があると認めるときは、開議の日時のみを議員に通知して会議を開くことができる。

- 2 前項の場合、議長は、その開議までに議事日程を定めなければならない。

（延会の場合の議事日程）

第23条 議事日程に記載した事件の議事を開くに至らなかったとき、又はその議事が終わらなかったときは、議長は、更にその日程を定めなければならない。

（日程の終了及び延会）

第24条 議事日程に記載した事件の議事を終わったときは、議長は、散会を宣告する。

- 2 議事日程に記載した事件の議事が終わらない場合でも、議長は必要があると認めるとき又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いなくて会議にはかって延会することができる。

第4節 選挙

（選挙の宣告）

第25条 議会において選挙を行うときは、議長は、その旨を宣告する。

（不在議員）

第26条 選挙を行う際議場にいない議員は、選挙に加わることができない。

（議場の出入口閉鎖）

第27条 投票による選挙を行うときは、議長は、第25条（選挙の宣告）の規定による宣告の後、議場の出入口を閉鎖し、出席議員数を報告する。

（投票用紙の配布及び投票箱の点検）

第28条 投票を行うときは、議長は、職員をして議員に所定の投票用紙を配布させた後、配布漏れの有無を確かめなければならない。

- 2 議長は職員をして、投票箱を改めさせなければならない。

（投票）

第29条 議員は、職員の点呼に応じて、順次、投票を備え付けの投票箱に投入する。

（投票の終了）

第30条 議長は、投票が終わったと認めるときは、投票漏れの有無を確かめ、投票の終了を宣告する。その宣告があった後は、投票することができない。

（開票及び投票の効力）

第31条 議長は、開票を宣告した後、2人以上の立会人とともに投票を点検しなければならない。

- 2 前項の立会人は、議長が、議員の中から指名する。
- 3 投票の効力は、立会人の意見をきいて議長が決定する。
（選挙結果の報告）

第32条 議長は、選挙の結果を直ちに議場において報告する。

- 2 議長は、当選人に当選の旨を告知しなければならない。
（選挙関係書類の保存）

第33条 議長は、投票の有効無効を区別し、当該当選人の任期間、関係書類とともにこれを保存しなければならない。

第5節 議事

（議題の宣告）

第34条 会議に付する事件を議題とするときは、議長は、その旨を宣告する。

（一括議題）

第35条 議長は、必要があると認めるときは、2件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは討論を用いなくて会議に諮って決める。

（議案等の朗読）

第36条 議長は、必要があると認めるときは、議題になった事件を職員をして朗読させる。

（議案等の説明、質疑及び委員会付託）

第37条 会議に付する事件は、第134条（請願の委員会付託）に規定する場合を除き、会議において提出者の説明を聞き、議員の質疑があるときは質疑の後、議長が所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る事件は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

- 2 委員会提出の議案は、委員会に付託しない。ただし、議長が必要であると認めるときは、議会の議決で、議会運営委員会に係る議案は議会運営委員会に、常任委員会又は特別委員会に係る議案は常任委員会又は特別委員会に付託することができる。
- 3 前2項における提出者の説明及び第1項における委員会の付託は、討論を用いなくて会議にはかって省略することができる。

（付託事件を議題とする時期）

第38条 委員会に付託した事件は、その審査又は調査の終了をまって議題とする。

（委員長の報告及び少数意見者の報告）

第39条 委員会が審査又は調査した事件が議題となったときは、委員長がその経過及び結果を報告し、ついで少数意見者が少数意見の報告をする。

- 2 少数意見が2個以上あるときの報告の順序は、議長が決める。
- 3 第1項の報告は、討論を用いなくて会議に諮って省略することができる。
- 4 委員長の報告及び少数意見者の報告には、自己の意見を加えてはならない。

（修正案の説明）

第40条 委員長の報告及び少数意見者の報告が終わったとき又は委員会への付託を省略したときは、議長は、修正案の説明をさせる。

（委員長報告等に対する質疑）

第41条 議員は、委員長及び少数意見を報告した者に対し、質疑をすることができる。修正案に関しては、事件又は修正案の提出者及び説明のための出席者に対しても、また同様とする。

（討論及び表決）

第42条 議長は、前条の質疑が終わったときは討論に付し、その終結の後、表決に付する。

（議決事件の字句及び数字等の整理）

第43条 議会は、議決の結果、条項、字句、数字その他の整理を必要とするときは、これを議長に委任することができる。

（委員会の審査又は調査期限）

第44条 議会は、必要があると認めるときは、委員会に付託した事件の審査又は調査につき期限を付けることができる。ただし、委員会は、期限の延期を議会に求めることができる。

2 前項の期限までに審査を終わらなかったときは、その事件は、第38条（付託事件を議題とする時期）の規定にかかわらず、会議において審議することができる。

（委員会の中間報告）

第45条 議会は、委員会の審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、中間報告を求めることができる。

2 委員会は、その審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、中間報告をすることができる。

（再付託）

第46条 委員会の審査又は調査を経て報告された事件について、なお審査又は調査の必要があると認めるときは、議会は、更にその事件を同一の委員会又は他の委員会に付託することができる。

（議事の継続）

第47条 延会、中止又は休憩のため事件の議事が中断された場合において、再びその事件が議題となったときは、前の議事を継続する。

第6節 秘密会

（指定者以外の者の退場）

第48条 秘密会を開く議決があったときは、議長は、傍聴人及び議長の指定する者以外の者を議場の外に退去させなければならない。

（秘密の保持）

第49条 秘密会の議事の記録は、公表しない。

2 秘密会の議事は、何人も秘密性の継続する限り、他に漏らしてはならない。

第7節 発言

（発言の許可等）

第50条 発言は、すべて議長の許可を得た後、登壇してしなければならない。ただし、簡易な事項については、議席で発言することができる。

2 議長は、議席で発言する議員を登壇させることができる。

（発言の通告及び順序）

第51条 会議において発言しようとする者は、あらかじめ議長に発言通告書を提出しなければならない。ただし、議事進行、一身上の弁明等についてはこの限りでない。

2 発言通告書には、質疑についてはその要旨、討論については反対又は賛成の別を記載しなければならない。

3 発言の順序は、議長が決める。

4 発言の通告をした者が欠席したとき、又は発言の順位に当たっても発言しないとき、若しくは議場に現在しないときは、その通告は効力を失う。

（発言の通告をしない者の発言）

第52条 発言の通告をしない者は、通告した者がすべて発言を終わった後でなければ発言を求めることができない。

2 発言の通告をしない者が発言しようとするときは、起立して「議長」と呼び、自己の氏

名を告げ、議長の許可を得なければならない。

- 3 2人以上起立して発言を求めたときは、議長は、先起立者と認める者から指名する。
（討論の方法）

第53条 討論については、議長は、最初に反対者を発言させ、次に賛成者と反対者をなるべく交互に指名して発言させなければならない。

（議長の発言討論）

第54条 議長が議員として発言しようとするときは、議席に着き発言し、発言が終わった後、議長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、議長席に復することができない。

（発言内容の制限）

第55条 発言は、すべて簡明にするものとし、議題外にわたり又はその範囲をこえてはならない。

- 2 議長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは、注意し、なお従わない場合は発言を禁止することができる。
- 3 議員は、質疑に当たっては、自己の意見を述べることができない。

（質疑の回数）

第56条 質疑は同一議員につき、同一議題について3回をこえることができない。ただし、特に議長の許可を得たときは、この限りでない。

（発言時間の制限）

第57条 議長は、必要があると認めるときは、あらかじめ発言時間を制限することができる。

- 2 議長の定めた時間の制限について、出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いなくて会議に諮って決める。

（議事進行に関する発言）

第58条 議事進行に関する発言は、議題に直接関係のあるもの又は直ちに処理する必要があるものでなければならない。

- 2 議事進行に関する発言がその趣旨に反すると認めるときは、議長はただちに制止しなければならない。

（発言の継続）

第59条 延会、中止又は休憩のため発言が終わらなかった議員は、更にその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。

（質疑又は討論の終結）

第60条 質疑又は討論が終わったときは、議長は、その終結を宣告をする。

- 2 質疑又は討論が続出して容易に終結しないときは、議員は、質疑又は討論終結の動議を提出することができる。
- 3 質疑又は討論終結の動議については、議長は、討論を用いなくて会議に諮って決める。

（選挙及び表決時の発言制限）

第61条 選挙及び表決の宣告後は、何人も発言を求めることができない。ただし、選挙及び表決の方法についての発言は、この限りでない。

（一般質問）

第62条 議員は、日向東臼杵広域連合の一般事務について、議長の許可を得て質問することができる。

- 2 質問者は、議長の定めた期間内に、議長にその要旨を文書で通告しなければならない。

（緊急質問等）

第63条 質問が緊急を要するときその他真にやむを得ないと認められるときは、前条の規定

にかかわらず、議会の同意を得て質問することができる。

2 前項の同意については、議長は、討論を用いなくて会議に諮らなければならない。

3 第1項の質問がその趣旨に反すると認めるときは、議長は、直ちに制止しなければならない。

（準用規定）

第64条 質問については、第56条（質疑の回数）及び第60条（質疑又は討論の終結）の規定を準用する。

（発言の取り消し又は訂正）

第65条 発言した議員は、その会期中に限り、議会の許可を得て発言を取り消し又は議長の許可を得て発言の訂正をすることができる。ただし、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。

（答弁書の配布）

第66条 広域連合長その他の関係機関が、質疑及び質問に対し、直ちに答弁しがたい場合において答弁書を提出したときは、議長は、その写を議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、朗読をもって配布にかえることができる。

第8節 表決

（表決問題の宣告）

第67条 議長は、表決をとろうとするときは、表決に付する問題を宣告する。

（不在議員）

第68条 表決の際議場にいない議員は、表決に加わることができない。

（条件の禁止）

第69条 表決には、条件を付けることができない。

（起立による表決）

第70条 議長が表決をとろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

2 議長が起立者の多少を認定しがたいとき、又は議長の宣告に対して出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決をとらなければならない。

（投票による表決）

第71条 議長が必要があると認めるとき、又は出席議員の2人以上から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決をとる。

2 同時に前項の記名投票と無記名投票の要求があるときは、議長は、いずれの方法によるかを無記名投票で決める。

（記名投票）

第72条 記名投票を行う場合には、自己の氏名を記載し、問題を可とする者は賛成、問題を否とする者は反対と所定の投票用紙に記載し、投票箱に投入しなければならない。

（無記名投票）

第73条 無記名投票を行う場合には、問題を可とする者は賛成、問題を否とする者は反対と所定の投票用紙に記載し、投票箱に投入しなければならない。

2 無記名投票による表決において、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、否とみなす。

（選挙規定の準用）

第74条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第27条（議場の出入口閉鎖）、第28条（投票用紙の配布及び投票箱の点検）、第29条（投票）、第30条（投票の終了）、第31条（開票及び投票の効力）、第32条（選挙結果の報告）第1項及び第33条（選挙関係書類の保存）

の規定を準用する。

（表決の訂正）

第75条 議員は、自己の表決の訂正を求めることができない。

（簡易表決）

第76条 議長は、問題についての異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、起立の方法で表決をとらなければならない。

（表決の順序）

第77条 議員の提出した修正案は、委員会の修正案より先に表決をとらなければならない。

2 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決をとる。ただし、表決の順序について出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いなくて会議に諮って決める。

3 修正案がすべて否決されたときは、原案について表決をとる。

第9節 会議録

（会議録の記載事項）

第78条 会議録に記載し、又は記録する事項は、次のとおりとする。

- (1) 開会及び閉会に関する事項並びにその年月日時
- (2) 開議、散会、延会、中止及び休憩の日時
- (3) 出席及び欠席議員の氏名
- (4) 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名
- (5) 説明のため出席した者の職氏名
- (6) 議事日程
- (7) 議長の諸報告
- (8) 議員の異動並びに議席の指定及び変更
- (9) 委員会報告書及び少数意見報告書
- (10) 会議に付した事件
- (11) 議案の提出、撤回及び訂正に関する事項
- (12) 選挙の経過
- (13) 議事の経過
- (14) 記名投票における賛否の氏名
- (15) その他議長又は議会において必要と認めた事項

2 議事は録音機により記録する。

（会議録の配布）

第79条 会議録は、議員及び関係者に配布（会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあっては、電磁的方法による提供を含む。）する。

（会議録に掲載しない事項）

第80条 前条の会議録には、秘密会の議事並びに議長が取消しを命じた発言及び第65条（発言の取消し又は訂正）の規定により取り消した発言は、掲載しない。

（会議録署名議員）

第81条 会議録に署名する議員（会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあっては、法第123条第3項に規定する署名に代わる措置をとる議員）は、2人とし、議長が会議において指名する。

（会議録の保存年限）

第82条 会議録の保存年限は、永年とする。

第2章 委員会

第1節 総則

（議長への通知）

第83条 委員会を招集しようとするときは、委員長は、開会の日時、場所、事件等をあらかじめ議長に通知しなければならない。

（欠席の届出）

第84条 委員は、事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。

（会議中の委員会の禁止）

第85条 委員会は、議会の会議中は、開くことができない。

（会議の閉閉）

第86条 開議、散会、中止又は休憩は、委員長が宣告する。

2 委員長が開議を宣告する前又は散会、中止若しくは休憩を宣告した後は、何人も、議事について発言することができない。

（定足数に関する措置）

第87条 開議時刻後相当の時間を経ても、なお出席委員が定足数に達しないときは、委員長は散会を宣告することができる。

2 会議中定足数を欠くに至るおそれがあると認めるときは、委員長は委員の退席を制止し、又は会議室外の委員に出席を求めることができる。

3 会議中定足数を欠くに至ったときは、委員長は、休憩又は散会を宣告する。

第2節 審査

（議題の宣告）

第88条 会議に付する事件を議題とするときは、委員長は、その旨を宣告する。

（一括議題）

第89条 委員長は、必要があると認めるときは、2件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席委員から異議があるときは、討論を用いなくて会議に諮って決める。

（議案等の朗読）

第90条 委員長は、必要があると認めるときは、議題になった事件を職員をして朗読させる。

（審査順序）

第91条 委員会における事件の審査は、提出者の説明及び委員の質疑の後、修正案の説明及びこれに対する質疑、討論、表決の順序によって行うを例とする。

（先決動議の表決順序）

第92条 他の事件に先立って表決に付さなければならない動議が競合したときは、委員長が表決の順序を決める。ただし、出席委員から異議があるときは、討論を用いなくて会議に諮って決める。

（動議の撤回）

第93条 提出者が会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、委員会の承認を要する。

（委員の議案修正）

第94条 委員が修正案を発議しようとするときは、その案をあらかじめ委員長に提出しなければならない。

（分科会又は小委員会）

第95条 委員会は、審査又は調査のため必要があると認めるときは、分科会又は小委員会を設けることができる。

（連合審査会）

第96条 委員会は、審査又は調査のため必要があると認めるときは、他の委員会と協議して、連合審査会を開くことができる。

（証人出頭又は記録提出の要求）

第97条 委員会は、法第100条の規定による調査を委託された場合において、証人の出頭又は記録の提出を求めようとするときは、議長に申し出なければならない。

（所管事務等の調査）

第98条 常任委員会は、その所管に属する事務について調査しようとするときは、その事項、目的、方法及び期間等をあらかじめ議長に通知しなければならない。

2 議会運営委員会が法第109条の2第4項に規定する調査をしようとするときは、前項の規定を準用する。

（委員の派遣）

第99条 委員会は、審査又は調査のため委員を派遣しようとするときは、その日時、場所、目的及び経費等を記載した派遣承認要求書を議長に提出し、あらかじめ承認を得なければならない。

（議事の継続）

第100条 会議が中止又は休憩のため事件の議事が中断された場合において、再びその事件が議題となったときは、前の議事を継続する。

（少数意見の留保）

第101条 委員は、委員会において少数で廃棄された意見で他に出席委員1人以上の賛成があるものは、これを少数意見として留保することができる。

2 前項の規定により少数意見を留保した者がその意見を議事に報告しようとする場合には、簡明な少数意見報告書を作り、委員会の報告書が提出されるまでに委員長を経て議長に提出しなければならない。

（議決事件の字句及び数字等の整理）

第102条 委員会は、議決の結果、条項、字句、数字その他の整理を必要とするときは、これを委員長に委任することができる。

（委員会報告書）

第103条 委員会は事件の審査又は調査が終わったときは、報告書を作り、委員長から議長に提出しなければならない。

（閉会中の継続審査）

第104条 委員会は、閉会中もお審査又は調査を継続する必要があると認めるときは、その理由を付け、委員長から議長に申し出なければならない。

第3節 秘密会

（指定者以外の者の退場）

第105条 秘密会を開く議決があったときは、委員長は、傍聴人及び委員長の指定する者以外の者を会議室の外に退去させなければならない。

（秘密の保持）

第106条 秘密会の議事の記録は、公表しない。

2 秘密会の議事は、何人も秘密性の継続する限り、他に漏らしてはならない。

第4節 発言

（発言の許可）

第107条 委員は、すべて委員長の許可を得た後でなければ発言することができない。

（委員の発言）

第108条 委員は、議題について自由に質疑及び意見を述べることができる。ただし、委員会において別に発言の方法を決めたときは、この限りでない。

（発言内容の制限）

第109条 発言はすべて、簡明にするものとして、議題外にわたり又はその範囲をこえてはならない。

2 委員長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは注意し、なお従わない場合は発言を禁止することができる。

（委員外議員の発言）

第110条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員に対し、その出席を求めて説明又は意見を聞くことができる。

2 委員会は、委員でない議員から発言の申し出があったときは、その許可を決める。

（委員長の発言）

第111条 委員長が、委員として発言しようとするときは、委員席に着き発言し、発言が終わった後、委員長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、委員長席に復することができない。

（発言時間の制限）

第112条 委員長は、必要があると認めるときは、あらかじめ発言時間を制限することができる。

2 委員長の定めた時間の制限について、出席議員から異議があるときは、委員長は、討論を用いなくて会議に諮って決める。

（議事進行に関する発言）

第113条 議事進行に関する発言は、議題に直接関係あるもの又は直ちに処理する必要があるものでなければならない。

2 議事進行に関する発言がその趣旨に反すると認めるときは、委員長は、直ちに制止しなければならない。

（発言の継続）

第114条 会議の中止又は休憩のため発言が終わらなかった委員は、更にその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。

（質疑又は討論の終結）

第115条 質疑又は討論が終わったときは、委員長は、その終結を宣告する。

2 質疑又は討論が続出して容易に終結しないときは、委員は、質疑又は討論終結の動議を提出することができる。

3 質疑又は討論終結の動議については、委員長は、討論を用いなくて会議にはかって決める。

（選挙及び表決時の発言制限）

第116条 選挙及び表決の宣告後は、何人も発言を求めることができない。ただし、選挙及び表決の方法についての発言は、この限りでない。

（発言の取消し、又は訂正）

第117条 発言した委員は、委員会の許可を得て発言を取り消し、又は委員長の許可を得て発言の訂正をすることができる。

（答弁書の朗読）

第118条 広域連合長その他の関係機関が、質疑に対し、直ちに答弁しがたい場合において答

弁書を提出したときは、委員長は、職員をして朗読させる。

第5節 委員長及び副委員長の互選

（互選の方法）

第119条 委員長及び副委員長の互選は、それぞれ単記無記名投票で行う。

2 有効投票の最多数を得た者を当選人とする。ただし、得票数が同数のときは、くじで定める。

3 前項の当選人は、有効投票の総数の4分の1以上の得票がなければならない。

4 第1項の投票を行う場合には、委員長の職務を行っている者も、投票することができる。

5 委員会は、委員のうちに異議を有する者がいないときは、第1項の互選につき、指名推薦の方法を用いることができる。

6 指名推薦の方法を用いる場合においては、被指名人をもって、当選人と定めるべきかどうかを委員会に諮り委員の全員の同意があった者をもって、当選人とする。

（選挙規定の準用）

第120条 前条に定めるもののほか、委員長及び副委員長の互選の方法については第1章第4節の規定を準用する。

第6節 表決

（表決問題の宣告）

第121条 委員長は、表決をとろうとするときは、表決に付する問題を宣告する。

（不在委員）

第122条 表決の際会議室にいない委員は、表決に加わることができない。

（条件の禁止）

第123条 表決には、条件を付けることができない。

（起立による表決）

第124条 委員長が表決をとろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

2 委員長は起立者の多少を認定しがたいとき、又は委員長の宣告に対して出席委員から異議があるときは、委員長は、記名又は無記名の投票で表決をとらなければならない。

（投票による表決）

第125条 委員長が必要があると認めるとき又は出席委員から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決をとる。

2 同時に前項の記名投票と無記名投票の要求があるときは、委員長は、いずれの方法によるかを無記名投票で決める。

（記名投票）

第126条 記名投票を行う場合には、自己の氏名を記載し、問題を可とする者は賛成、問題を否とする者は反対と所定の投票用紙に記載し、投票箱に投入しなければならない。

（無記名投票）

第127条 無記名投票を行う場合には、問題を可とする者は賛成、問題を否とする者は反対と所定の投票用紙に記載し、投票箱に投入しなければならない。

2 無記名投票による表決において、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、否とみなす。

（選挙規定の準用）

第128条 記名投票、又は無記名投票を行う場合には、第28条（投票用紙の配布及び投票箱の点検）、第29条（投票）、第30条（投票の終了）、第31条（開票及び投票の効力）、及び第32条（選挙結果の報告）第1項の規定を準用する。

（表決の訂正）

第129条 委員は、自己の表決の訂正を求めることができない。

（簡易表決）

第130条 委員長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、委員長は、可決の旨を宣告する。ただし、委員長の宣告に対して、出席委員から、異議があるときは、委員長は、起立の方法で表決をとらなければならない。

（表決の順序）

第131条 同一の議題について、委員から数個の修正案が提出されたときは、委員長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決をとる。ただし、表決の順序について出席委員から異議があるときは、委員長は討論を用いないで会議に諮って決める。

2 修正案がすべて否決されたときは、原案について表決をとる。

第3章 請願

（請願書の記載事項等）

第132条 請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、請願者の住所及び氏名（法人の場合にはその名称及び代表者の氏名）を記載し、請願者が押印しなければならない。

2 請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印をしなければならない。

3 請願書の提出は、平穏になされなければならない。

4 請願者が請願書（会議の議題となったものを除く。）を撤回しようとするときは、議長の承認を得なければならない。

（請願文書表の作成及び配布）

第133条 議長は、請願文書表を作成し、議員に配布する。

2 請願文書表には、請願書の受理番号、請願者の住所及び氏名、請願の要旨、紹介議員の氏名並びに受理年月日を記載する。

3 請願者数人連署のものは請願者某ほか何人と記載し、同一議員の紹介による数件の内容同一のものは請願者某ほか何人と記載するほかその件数を記載する。

（請願の委員会付託）

第134条 議長は、請願文書表の配布とともに、請願を所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、議長において常任委員会又は議会運営委員会に付託する必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、議長が特に必要があると認めるときは、常任委員会に係る請願は、議会の議決で、特別委員会に付託することができる。

3 請願の内容が2以上の委員会の所管に属する場合は、2以上の請願が提出されたものとみなし、それぞれの委員会に付託する。

（紹介議員の委員会出席）

第135条 委員会は、審査のため必要があると認めるときは、紹介議員の説明を求めることができる。

2 紹介議員は、前項の要求があったときは、これに応じなければならない。

（請願の審査報告）

第136条 委員会は、請願について審査の結果を次の区分により意見を付け、議長に報告しなければならない。

（1）採択すべきもの

（2）不採択とすべきもの

2 採択すべきものと決定した請願で、広域連合長その他の関係機関に送付することを適当

と認めるもの並びにその処理の経過及び結果の報告を請求することを適当と認めるものについてはその旨を付記しなければならない。

（請願の送付並びに処理の経過及び結果報告の請求）

第137条 議長は、議会の採択した請願で、広域連合長その他の関係機関に送付しなければならないものはこれを送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求することに決したものについてはこれを請求しなければならない。

（陳情書の処理）

第138条 議長は、陳情書又はこれに類するもので、その内容が請願に適合するものは、請願書の例により処理するものとする。

第4章 辞職及び資格の決定

（議長及び副議長の辞職）

第139条 議長が辞職しようとするときは副議長に、副議長が辞職しようとするときは、議長に辞表を提出しなければならない。

2 前項の辞表は、議会に報告し、討論を用いなくて会議に諮ってその許否を決定する。

3 閉会中に副議長の辞職を許可した場合は、議長は、その旨を次の議会に報告しなければならない。

（議員の辞職）

第140条 議員が辞職しようとするときは、議長に辞表を提出しなければならない。

2 前条第2項及び第3項の規定は、議員の辞職について準用する。

（資格決定の要求）

第141条 法第127条第1項の規定による議員の被選挙権の有無又は法第92条の2の規定に該当するかどうかについて議会の決定を求めようとする議員は、要求の理由を記載した要求書を、証拠書類とともに、議長に提出しなければならない。

（資格決定の審査）

第142条 前条の要求については、議会は、第37条（議案等の説明、質疑及び委員会付託）第3項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して決定することができない。

（決定書の交付）

第143条 議会が議員の被選挙権の有無又は法第92条の2の規定に該当するかどうかについての法第127条第1項の規定による決定をしたときは、議長は、その決定書を決定を求めた議員及び決定を求められた議員に交付しなければならない。

第5章 規律

（品位の尊重）

第144条 議員は、議会の品位を重んじなければならない。

（携帯品）

第145条 議場又は委員会の会議室に入る者は、帽子、外とう、えり巻、つえ、かさの類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。

（議事妨害の禁止）

第146条 何人も、会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

（離席）

第147条 議員は、会議中は、みだりにその席を離れてはならない。

（禁煙）

第148条 何人も、議場において喫煙してはならない。

（新聞紙等の閲読禁止）

第149条 何人も、会議中は、参考のためにするもののほか、新聞紙又は書籍の類を閲読してはならない。

（資料等印刷物の配布許可）

第150条 議場又は委員会の会議室において、資料、新聞紙、文書等の印刷物を配布するときは、議長又は委員長の許可を得なければならない。

（許可のない登壇の禁止）

第151条 何人も、議長の許可がなければ演壇に登ってはならない。

（議長の秩序保持権）

第152条 すべて規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要があると認めるときは、討論を用いなくて会議に諮って定める。

第6章 懲罰

（懲罰動議の提出）

第153条 懲罰の動議は、文書をもって所定数の発議者が連署して、議長に提出しなければならない。

2 前項の動議は、懲罰事犯があった日から起算して3日以内に提出しなければならない。ただし、第49条（秘密の保持）第2項又は第106条（秘密の保持）第2項の規定の違反に係るものについては、この限りでない。

（懲罰動議の審査）

第154条 懲罰については、議会は、第37条（議案等の説明、質疑及び委員会付託）第3項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して議決することはできない。

（戒告又は陳謝の方法）

第155条 戒告又は陳謝は、議会の決めた戒告文又は陳謝文によって行うものとする。

（出席停止の期間）

第156条 出席停止は、2日をこえることができない。ただし、数個の懲罰事犯が併発した場合又は既に出席を停止された者についてその停止期間内に更に懲罰事犯が生じた場合は、この限りでない。

（出席停止期間中出席したときの措置）

第157条 出席を停止された者がその期間内に議会の会議又は委員会に出席したときは、議長又は委員長は、直ちに退去を命じなければならない。

（懲罰の宣告）

第158条 議会が懲罰の議決をしたときは、議長は、公開の議場において宣告する。

第7章 全員協議会

（全員協議会）

第159条 法第100条第12項の規定により議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場として、全員協議会を設ける。

2 全員協議会は、議員の全員で構成し、議長が招集する。

3 全員協議会の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。

第8章 議員の派遣

（議員の派遣）

第160条 法第100条第13項の規定により議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合は、議長において議員の派遣を決定することができる。

2 前項の規定により、議員の派遣を決定するにあたっては、派遣の目的、場所、期間その

他必要な事項を明らかにしなければならない。

第9章 補則

（会議規則の疑義に対する措置）

第161条 この規則の疑義は、議長が決定する。ただし、議員から異議があるときは、会議に諮って決定する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

別記様式（第160条関係）

議 員 派 遣 の 件

平成 年 月 日

地方自治法第100条及び会議規則第160条の規定により次のとおり議員を派遣する。

記

1.（研修、会議名等）

① 派遣目的

② 派遣場所

③ 派遣期間 平成 年 月 日から 月 日まで（ 日間）

④ 派遣議員

2.（研修、会議名等）

① 派遣目的

② 派遣場所

③ 派遣期間 平成 年 月 日から 月 日まで（ 日間）

④ 派遣議員

○日向東臼杵広域連合議会傍聴規則

（平成13年4月23日議会規則第2号）

（最近改正 平成26年2月26日議会規則第2号）

（この規則の目的）

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第130条第3項の規定に基づき、傍聴に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（傍聴席の区分）

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

（傍聴の手続）

第3条 会議を傍聴しようとする者（団体の場合その代表者又は責任者）は、議会事務局で自己の住所及び氏名を傍聴人受付簿に記入しなければならない。

（議場の入場禁止）

第4条 傍聴人は、議場に入ることができない。

（傍聴席に入ることができない者）

第5条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- （1）銃器その他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者
- （2）酒気を帯びていると認められる者
- （3）張り紙、ビラ、掲示板、ブラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
- （4）笛、ラツパ、太鼓、その他楽器の類を携帯している者
- （5）前各号に定めるもののほか、議長において、傍聴させることが議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすこととなると認められる者

（傍聴人の守るべき事項）

第6条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- （1）議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- （2）談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎたてないこと。
- （3）はち巻、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- （4）帽子、外とう、えり巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。
- （5）飲食又は喫煙をしないこと。
- （6）みだりに席を離れ又は不体裁な行為をしないこと。
- （7）その他議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

（写真、映画等の撮影及び録音等の制限）

第7条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音をしようとする者は、あらかじめ議長の許可を得なければならない。

（傍聴人の退場）

第8条 傍聴人は、秘密会を開く議決があつたときは、すみやかに退場しなければならない。

（係員の指示）

第9条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

（違反に対する措置）

第10条 法第130条第1項及び第2項に定めるものを除くほか、傍聴人がこの規則に違反する

ときは、議長は、これを制止し、その命令に従わないときはこれを退場させることができる。

附 則

この規則は、平成13年4月23日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

○日向東臼杵広域連合議会事務局設置条例

(平成26年2月26日条例第5号)

日向東臼杵南部広域連合議会事務局設置条例(平成13年日向東臼杵南部広域連合条例第22号)の全部を改正する。

(設置)

第1条 日向東臼杵広域連合議会に事務局を置く。

(職員)

第2条 事務局に次の職員を置く。

(1) 事務局長

(2) 書記

(委任)

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

○日向東臼杵広域連合議会の公印に関する規程

(平成13年4月23日議会訓令(甲)第1号)
(最近改正 平成26年2月26日議会訓令第1号)

(趣旨)

第1条 この訓令は、日向東臼杵広域連合議会の公印の保管及び使用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(公印の種類等)

第2条 公印の種類、寸法、書式、印影のひな形、管守者、使用範囲及び個数は、別表のとおりとする。

(準用)

第3条 その他公印の保管及び使用については、日向東臼杵広域連合公印規程(平成13年日向東臼杵南部広域連合訓令(甲)第2号)の規定を準用する。この場合において、同規程中「広域連合長」とあるのは「議長」と読み替えるものとする。

附 則

この訓令は、平成13年4月23日から施行する。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

別表 (第2条関係)

公印の 種類	寸法 (ミリメートル)	書式	印影の ひな形	管守者	使用範囲	個数
議会の印	方 21	横書き 古印体	日向東白 杵広域連 合議会印	事務局長	一般公文書用	1
議長印の印	方 21	横書き 古印体	日向東白杵 広域連合議 会議長印	事務局長	一般公文書用	1
総務委員長の 印	方 21	横書き 古印体	日向東白杵 広域連合議 会総務委 員長之印	事務局長	一般公文書用	1
業務委員長の 印	方 21	横書き 古印体	日向東白杵 広域連合議 会業務委 員長之印	事務局長	一般公文書用	1
議会運営委員 長の印	方 21	横書き 古印体	日向東白杵 広域連合議 会運営委 員長之印	事務局長	一般公文書用	1
議会事務局長 の印	方 21	横書き 古印体	日向東白 杵広域連 合議会議 務局長印	事務局長	一般公文書用	1